

欧米豪市場におけるメディアを活用した情報発信業務
公募型プロポーザル 質問に対する回答

記載箇所	質問の内容	回答
4 業務委託期間	月単位で発注が必要な広告メニューを3月に実施する場合、3月11日時点までの配信レポートを行い、広告配信は3月末まで行うことは認められますか。	事業終了後まで広告を配信いただくことは問題ございませんが、本事業に係る見積りに含めることができるのは、3月11日時点までの業務に係る分といたします。
6(1)媒体	Youtube チャンネルはメディアという認識に入るか？	YouTube チャンネルをメディア媒体として提案いただいて差支えありません。 ただし、本事業で想定するメディアの媒体は「雑誌・新聞等のWEB版、紙版」としており、当該媒体以外のメディア媒体を提案する場合、当該媒体が効果的である理由を企画提案書に示していただくようお願いいたします。
6(1)媒体、(3)対象市場、(4)対象者	日本の欧米人向けメディアは対象外か？	事業目的を踏まえ、6(3)対象市場及び6(4)対象者に情報発信を行うことができるメディア媒体であれば、ご提案いただいて差支えございません。
6(6)内容	取り上げる事例は札幌市内のものだけに限定されるのか？札幌近郊も可能な場合、どこまでのエリアが範囲という認識か？	情報発信の内容は、事業目的を踏まえ、欧米豪市場における札幌の認知拡大及び来札意欲の向上に繋がるとともに、旅行目的地としての札幌への興味関心を惹きつけることができるようなものであれば、札幌以外の地域の情報も含めて発信いただいて差支えございません。
6(7)独自提案	エアライン、ホテルなどとのタイアップ提案は可能か？	本事業の目的の達成のために、より効果的なものであれば、ご提案いただいて差支えございません。
6(10)その他	①メディア媒体所属のライターが執筆した文章や自ら撮影した写真は、メディア媒体に著作権が帰属するとの考え方が通例かと思えます	①本事業の成果物のうち、報告書を除くコンセプト・デザイン・画像・映像・印刷物等を無償で二次利用ができるようすることは必須ではありません

	<p>が、メディア媒体側に掲載だけでなくコンテンツ制作自体を依頼する場合も、そのコンテンツについて無償の二次利用ができるよう調整することが必須になりますか？</p> <p>②二次利用について、具体的な指定期間や二次利用の使い方をご教示ください。</p>	<p>ませんが、可能な限りの調整を行ってください。</p> <p>②成果物の二次利用の使用期間や、二次利用の方法については、ご提案の範囲内とさせていただきます。</p>
--	--	--